

# 木質バイオマスストーブ等設置補助金

【問合せ・申込み】環境交通課 ☎773・6666

市では環境負荷の少ない新エネルギーの導入促進と木材の利用拡大による地球温暖化対策を推進するため、ペレットストーブ、ペレットボイラーや薪ストーブの設置経費に対して補助金を交付します。

## 受付期間

- ・1次募集 4月1日(金)～4月28日(木)
- ・2次募集 9月1日(木)～9月30日(金)

## 対象者（すべてに該当）

- ・市内に住所があるか、交付申請年度内に市内に在住することが確定している
- ・市税に滞納がないこと

※申請者は申請年度につき1台まで申請が可能

## 補助対象

- ・設置場所が市内である
- ・木質ペレットや間伐材、薪などを燃料とするストーブとボイラーの本体
- ・必要な付帯資材（排気管など）と設置に係る経費（設置工事費や運搬費など）

※中古品や装飾品類、掃除器具などは対象外

## 補助金額（千円未満切捨て）

対象経費の1/4以内の額（上限8万円）

- ・1次募集予定額 48万円（6台分）
- ・2次募集予定額 48万円（6台分）

## 申込み

申請書（環境交通課、大和・塩沢市民センターに用意、市ウェブサイトからダウンロード可）に見積書、機器カタログ、設置箇所の写真、新築の場合は図面を添付してお申し込みください。

**申請窓口** 環境交通課、大和・塩沢市民センター

## 注意事項

- ・1次・2次募集ともに予算額を越えた場合は、担当課で抽選を行います
- ・交付決定前に事業に着手した場合は対象外
- ・2次募集以降、追加募集などは行いません
- ・交付決定後に補助金を辞退した場合、翌年度の補助申請はできません。（ただし、やむを得ない理由による辞退の場合はこの限りではない）詳しくは、お問い合わせください

木質バイオマスは、木材に由来する再生可能な資源です（薪・木炭・チップ・ペレットなど）

# 南魚沼市観光事業補助金

【問合せ・申込み】商工観光課 観光交流班 ☎773・6665

多様化する観光需要に対応し、観光振興を図るための事業などに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

**交付対象** 観光振興を目的とする、市が認める団体

## 交付の条件

- ・観光誘客事業である
- ・補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分している
- ・事業費が補助金の2倍以上である

**補助金の上限額** 100万円（1団体につき）

※特別な事情がある事業を除き、過去6年以上（旧町期間を含む）補助金を受けている事業は、申請をご遠慮ください

**受付期間** 4月11日(月)～5月13日(金)

**必要な書類** 事業実施計画書

※申請書は、商工観光課まで（市ウェブサイトからダウンロード可）

**選定方法** 南魚沼市観光事業補助金選定委員による選定